恐れ乍ら書き付けを以って御願い申し上げ候

一、当村の儀新川以後当夏迄十四五度

　　居宅へ水入り御田地の義は申し上げるに及ばずかまど

　　水底に罷り成り候故食物調い申す事成り申さず候に

　　付き老親妻子共其の度々に旁々へ立ち退き流浪仕り

　　家小屋等も次第に朽ち損じ其の外牛等もつなぎ

　　処御座無く迷惑仕り候、これに依り去年当年川浚え

　　御願い申し上げ二十貫目余りの入用を以って普請仕り候え共

　　当夏も両度迄水入り迷惑仕り候、尤も困窮の

　　村にて風情御座無く候得共、何共住居成り難く

　　御座候間西除川筋新田地高成所にて

　　御座候に付き大家を小家に致し候て成り共段々に

　　所替仕り度願い奉り候間、御赦免下さるべく候わば有り難く

　　存じ奉るべく候

　　　　　　　　　　　　　 　城連寺村庄屋

　　　宝永五年　　　　　　　　　　　久右衛門(印)

　　　　　　子七月　　　　　　　　同八郎兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　同村年寄五兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　同庄兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　小百姓忠左衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　与左衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　九兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　六兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　安兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　最勝寺(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　半右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　庄右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　喜兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　与二兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　茂兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　忠兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　善右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　三右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　与右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　喜右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　市兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　庄二郎(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　忠右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　彦右衛門(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　八兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　七兵衛(印)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　吉右衛門(印)